

令和7年10月10日 美郷町農業委員会会議録

令和7年10月10日午前9時00分農業委員会総会を美郷町役場に招集した。

1. 出席委員は、次のとおり

1番	佐々木 定 廣	9番	高 橋 一 平
2番	継 田 竜 也	10番	深 沢 靖
3番	高 橋 広 樹	11番	齋 藤 美由木
4番	奥 山 秀 治	12番	高 橋 国 広
5番	小 西 嘉 之	13番	佐々木 竜 孝
6番	深 田 秋 彦	14番	加 藤 堅之助
7番	山 田 貞 子	15番	高 橋 秀 行
8番	高 橋 孝 人	16番	細 井 千代文
		17番	高 橋 正 尚

本会委員出席者 17名

2. 欠席委員は、次のとおり

なし

1. 出席事務局職員

局長	加藤 隆輝
農地調整班長	高橋 紗子
農地調整班上席主査	高橋 章浩

2. 会議事件は下記のとおり

- | | |
|-----|---|
| 第 1 | 議事録署名員の指名について |
| 第 2 | 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 第 3 | 議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 第 4 | 議案第34号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の策定について（要請） |
| 第 5 | 議案第35号 美郷町農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について |

会長 高橋 正尚 午前9時14分本委員会の閉会を告げた。

令和7年10月10日農業委員会総会会議録

1. 日 時	令和7年10月10日
2. 場 所	美郷町役場特別会議室
3. 開 会	午前9時00分
4. 閉 会	午前9時14分
5. 議事録署名委員	5番 小 西 嘉 之 6番 深 田 秋 彦

- 議長 それでは、ただ今から令和7年第10回農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は、定足数に達しております。お手元に配布してございます、議事日程に従い、会議を進めてまいります。
- 議長 日程第1、議事録署名委員は、委員会規則第18条第3項の規定により指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 【「異議なし」との声あり】
- 議長 ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、5番、小西委員、6番、深田委員を指名します。
- 議長 次に、日程第2、議案第32号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第32号について事務局より説明願います。
- 農地調整班長 【議案第32号、申請番号71番から申請番号72番までについて議案書をもとに朗読、説明】
- 始めに所有権移転です。
- 申請番号71番、仙南地区の田1筆、174m²、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。渡人は高齢により、県外に居住する娘さん宅への引っ越しを予定しているため、農地を手放したく、自宅敷地の所有者である受人へ譲渡するものです。渡人の希望により対価はありません。
- 受人は現在、県外在住ですが、美郷町内に多くの土地を所有しており、その管理のため1年の半分以上は美郷町に来ているため、渡人の自宅敷地と地続きになっている申請地を、宅地と一体的に管理するため、今回の譲渡となりました。
- 続きまして、賃貸借権です。
- 申請番号72番、千畳地区の田2筆、2, 142m²、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。申請地は受人の耕作地に隣接しており、経営規模の拡大のため賃借するものです。賃借料は総額○○○円で、期間は10年間です。
- 申請番号71番と申請番号72番の2件の申請内容につきましては、農地法

第3条第2項の各号には該当しておりませんので、許可要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- 議長 議案第32号について事務局より説明が終わりました。
- 議長 それではこれより審議を行います。
申請番号71番と申請番号72番について質疑を行います。質疑ございませんか。
- 【「なし」との声あり】
- 議長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号71番と申請番号72番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
- 【「異議なし」との声あり】
- 議長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号71番と申請番号72番については原案のとおり決しました。
- 議長 よって日程第2、議案第32号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議長 次に、日程第3、議案第33号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第33号について事務局より説明願います。
- 農地調整班長 【議案第33号、申請番号5番から申請番号6番までについて議案書をもとに朗読、説明】

申請番号5番、仙南地区の田2筆、3,028m²、渡人は○○○さん、○○○さん、受人は○○○さんです。受人は、申請地に隣接する宅地と建物とともに取得し、町内の○○○へ貸し付けるものです。航空防除用のヘリコプター及びドローンのメンテナンス事業を行っている会社ですが、事業の拡大に伴い、試運転を行う演習場が必要になったことから、譲受人が演習場を新設し、宅地、建物とともに貸し付けることとしました。

受人は、航空防除用のヘリコプター及びドローンの保管、メンテナンス、メンテナンス後の試運転を一か所で行うことができ、業務効率の観点から、既存敷地に隣接している申請地が適当と判断し、選定しました。総事業費は○○○円で全額自己資金です。用地取得費は総額○○○円です。

当該地は第1種農地ですが、農地法施行規則第33条第4号にあります「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると判断しております。

また、盛土規制法の許可が不要であることを確認しております。

この案件につきましては、1ページに位置図、2ページに公図、3ページに配置図、断面図を添付しております。

申請番号6番、六郷地区の田1筆、210m²、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。受人は渡人のお孫さんです。申請人は町外のアパートに夫婦で居住しておりますが、実家で農業を営む祖父母が高齢になったことから、農業の手伝いをすることにしました。実家に住むには手狭なため、実家の近くに住宅の新築を計画しました。今後、家族が増えることも見据え、子育てへの協力も考慮し、実家の近隣である当該地を選定しました。

面積は、一般住宅57.96m²、カーポート29.99m²、通路・雪捨て場・緩衝地122.05m²です。総事業費は〇〇〇円で全額借入資金です。用地借上げ費用はありません。

当該地は第1種農地ですが、農地法施行規則第33条第4号にあります「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると判断しております。

また、盛土規制法の許可が不要であることを確認しております。

この案件につきましては、4ページに位置図、5ページに公図、6ページに参考資料として周辺図、7ページに配置図、8ページに平面図、9ページに立面図を添付しております。以上です。

●議長 議案第33号について、事務局より説明が終わりました。

●議長 それでは、転用ですので調査の報告をお願いします。

まずは、申請番号5番から報告をお願いします。

12番委員 申請番号5番について調査のご報告をいたします。

10月2日、高橋広樹委員、加藤委員とともに現地に赴き、代理人であります〇〇〇さん立会いのもと、現地を確認し調査いたしましたが、何ら問題がなかったことをご報告いたします。

●議長 続いて申請番号6番について報告をお願いします。

5番委員 申請番号6番について調査のご報告をいたします。

10月2日午後1時半頃、高橋秀行委員、佐々木定廣委員とともに、現地を確認後、渡人、受人から聴き取りし調査いたしましたが、何ら問題がなかったことをご報告いたします。

●議長 申請番号5番と申請番号6番の調査の報告が終わりました。

●議長 それでは、これより審議を行います。

申請番号5番と申請番号6番について質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」との声あり】

●議長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号5番と申請番号6番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

●議長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号5番と申請番号6番については原案のとおり決しました。

●議長 よって日程第3、議案第33号については原案のとおり許可相当と意見決定し、秋田県農業会議に進達します。

●議長 次に、日程第4、議案第34号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の策定について(要請)を上程し議題とします。議案第34号について事務局より説明願います。

●農地調整班長 【議案第34号、申請番号416番から申請番号418番までについて議案書をもとに朗読、説明】

始めに、公社特例事業による所有権移転です。

9月総会で所有者から秋田県農業公社へ売買した案件です。

渡人は公益社団法人秋田県農業公社で、公告予定日は10月31日です。

申請番号416番、千畳地区の田18筆、24, 074m²、受人は○○○さんです。売買価格は総額○○○円です。

申請番号417番、六郷地区の田1筆、488m²、受人は○○○さんです。

売買価格は10aあたり○○○円です。

続きまして、農地中間管理事業による貸借権の設定です。

申請番号418番、仙南地区の田2筆、3, 012m²、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。賃借料は10aあたり○○○円で、期間は10年間です。

申請番号416番から申請番号418番までの3件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議長 議案第34号について、事務局より説明が終わりました。

●議長 それでは、これより審議を行います。

申請番号416番から申請番号418番までについて、質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」との声あり】

●議長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号416番から申請番号418番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」との声あり】

●議長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号416番から申請番号418番までについては原案のとおり決しました。

●議長 よって日程第4、議案第34号については原案のとおり許可決定いたします。

●議長 次に、日程第5、議案第35号美郷町農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを上程し議題とします。

●議長 それでは、議案第35号について事務局より説明願います。

●農地調整班長 【議案第35号について議案書をもとに朗読、説明】

こちらの議案は、令和7年9月25日付、『農業委員会の法令遵守の実施および今後の対応について』という秋田県農業会議からの依頼文書を受け、上程したものです。

今年度、農地利用最適化推進員の不法投棄に伴う逮捕・起訴、農業委員会事務局職員の虚偽公文書の作成など、不祥事が全国的に発生しております。

全国農業委員会会長代表者集会において、「綱紀保持の取り組みの徹底」の申し合わせを決議し、不祥事の撲滅に取り組んでいるところではありますが、改めて、農業委員会の社会的役割の重大さを再認識し、同様の事案が発生しないよう、各市町村農業委員会で申し合わせを決議し、綱紀粛正の徹底を図るよう依頼されましたので、今回「法令遵守の申し合わせ」を決議するものです。

朗読いたします。

私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に即り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項について取り組むことをここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に即り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限、同法第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

以上です。

- | | | |
|-----|---|---------|
| ●議長 | 議案第35号について、事務局より説明が終わりました。 | |
| ●議長 | それでは、これより審議を行います。議案第35号について質疑を行います。質疑ございませんか。 | |
| ●議長 | 暫時休憩します。 | 午前9時11分 |
| ●議長 | 休憩前に引き続き会議を再開します。 | 午後9時13分 |
| ●議長 | ほかに質疑ございませんか。
【「なし」との声あり】 | |
| ●議長 | 質疑なしと認めます。よって議案第35号については、原案のとおり承認してもよろしいでしょうか。
【「異議なし」との声あり】 | |
| ●議長 | ご異議なしと認めます。よって日程第5、議案第35号については、原案のとおり承認いたします。 | |
| ●議長 | 以上で会議案件はすべて終了いたしました。 | |
| ●議長 | これをもちまして、令和7年第10回農業委員会定例総会を閉会いたします。 | |

会議終了 午前9時14分

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和7年10月10日

美郷町農業委員会会長 高橋正尚

議事録署名委員 小西嘉之

議事録署名委員 深田秋彦